

さんぶの森避難所運営委員会

令和7年3月20日
消 防 防 災 課

実施項目

- 1 現在までの協議内容
- 2 山武地区避難所開設イメージ
- 3 避難所運営委員会の設立
- 4 物資（ニーズ、配布）
- 5 さんぶの森避難所運営委員会会則
- 6 さんぶの森避難所運営委員会マニュアル
- 7 避難所運営委員 募集リーフレット
- 8 今後の予定

現在までの協議内容

番号	協議項目	協議による意見	市としての意見
議題 1	避難所におけるマニュアルが必要な項目の決定	◇加除する項目についてはない。	/
議題 2 ①	避難所に必要な施設 (授乳室、救護室、更衣室、福祉避難室、感染症対策、ペット、乾燥室他)	◇物資受入については体育館ステージの他、中央会館ホールを活用してはどうか。	◇物資はさんぶの森中央会館以外にも配布することを考えると中央会館ホールが良いと考える。
		◇ペットは防音が効いている音楽室等を活用してはどうか。	◇ペットより人を優先する場合、音楽室は別の活用があると考ええる。 (乳幼児、精神障害者等)
		◇授乳室は現状体育館の2階で設定されているが、昇降が大変だし1階が良い。	◇妊婦以外の立入禁止を考慮した。 2階は避難者のプライバシー保護のため立入禁止を考えてい。
議題 2 ②	避難所ルール	◇避難者の避難所運営への協力する一文を最初に記載した方が良い。	◇記載する。
		◇トイレの使用は基本禁止し、簡易トイレを使用させる方が良い	◇トイレは、停電時でも使用可能なように現在整備中です。 簡易トイレは、長期避難の場合の1基/20人を満たす数量が備蓄予定

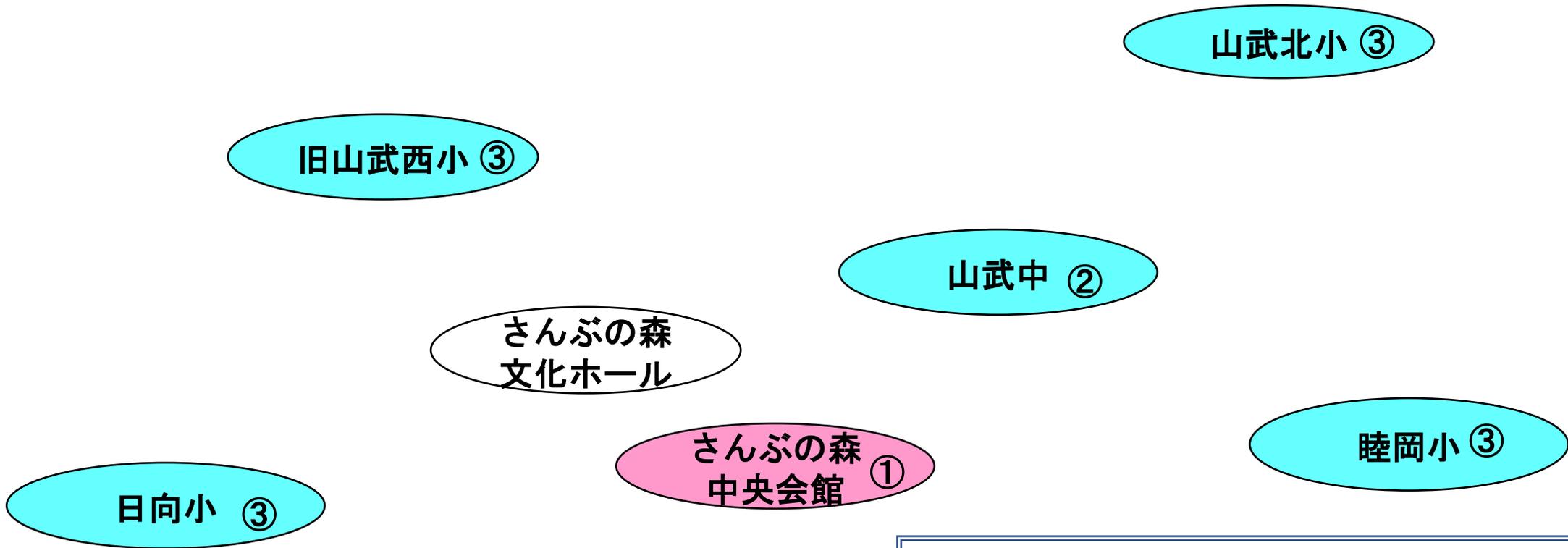
番号	協議項目	協議による意見	市としての意見
議題 2 ②	避難所ルール	◇避難所ルールの周知	◇受付時、掲示板で確認させます。
議題 2 ③	受け付けの要領	◇避難者の受け付けを家族単位で報告する場合、避難していない家族を記載されるのでは。	◇基本として、避難者のみを記載させます。
		◇避難の一時、長期に関わらず、すべてを網羅した避難者カード（長期用）を記載させたら良いのでは。	◇避難者名簿は避難の長短で求める情報が違うと考えています。 不必要な個人情報の提供を求め、これを保持することは相互の負担になると思われます。
		◇車中泊、在宅避難者用のカードも必要では。	◇避難所に物資の提供を求める場合避難所避難者と同様に管理します。
		◇要配慮者の掌握が必要である。	◇受付時「特異事項保持者記録簿」で掌握します。
議題 2 ④	避難所生活における時間及び行動の統制		◇起床 6 時、消灯（半消灯） 2 3 時 食事： 7 時、 1 2 時、 1 7 時 ※上記の時間で受領できない場合はその都度対応します。

番号	協議項目	協議による意見	市としての意見
議題2⑤	避難所（体育館）の区分け	◇順次受け付け特に区や自治会ごとに区分する必要はない。	
		◇外国人を特別に区分する必要はない。	◇外国人は横の連携が強く、モスク等に避難しているようです。
		◇要配慮者等を体育館以外の部屋を確保する必要がある。 介助や介護をどうするのか。	◇福祉避難スペースを確保しています。基本的に、介助や介護が必要な方は家族等の同伴が避難の条件です。
議題2⑥	物資の配布要領	◇物流拠点をあららぎ館に設置し、物流班を別途に編成する。	◇荷下ろしは、手で下ろすこととなります。多くの人出が必要で避難者全員で対応する必要がありますので、避難所に物流拠点を置きたいと考えます。
		◇避難者数に満たない食料が届いた場合どう配分するのか。 細部の優先順位の決定方法を定めるべきではないか。	◇避難者の状態や物量により、様々な状況が考えられ、柔軟な対応が必要となります。 避難者の生命や健康を守ることが目的です。目的を達成するために、必要な人に必要な分を配るかを判断し配分すればよいと考えます。

番号	協議項目	協議による意見	市としての意見
議題 2 ⑦	防 犯	◇受付時のルールの徹底	◇ルールを守らせるためには、組織としての毅然とした対応と、事前周知の徹底であると考えます。
		◇見回り、声掛けの実施（ベストやワッペンで運営委員とわかるような工夫）	◇避難者からの相談、防犯のために、避難所運営委員会の構成員であることを周知できるように、ベスト等を作成予定です。
議題 2 ⑧	ペット管理	◇平常時の対策も大事	◇広報 1 月号や、ホームページにも掲載しています。
		◇同伴避難への対応も考えるべきでは。	◇当時の状況により、対応可能であれば同伴避難も考えるが、確約できないので同行避難への対応を周知しています。
議題 2 ⑨	避難所会議	◇他の避難所の運営役員、区・自治会長の会議への参加	◇物資の受領、要望事項の提出時に、関係する情報を提供することで、参加を求めなくてもよいと考えます。
		◇朝、夕の 2 回実施	◇朝：本日の予定等の確認、市に対する要望等の準備 夕：本日の業務の確認、問題点やニーズの把握、明日の予定の周知

番号	協議項目	協議による意見	市としての意見
議題 2 ⑩	拠点としての役割	<p>◇通信手段（公衆電話、トランシーバ）</p>	<p>◇避難所関係で常に通信可能な状態が必要とは考えていません。 避難所開設時は、職員に防災時使用の携帯電話を携帯させます。 これを使用し、通話やLINEでのやり取りが可能となります。 また、電話が使えなくても自ら赴き伝達することを考えています。</p>
		<p>◇物資の拠点になる←他の避難所から取りに来てもらう形</p>	<p>◇後ほど説明</p>
		<p>◇公民館に避難している人や在宅避難者との連絡手段</p>	

山武地区避難所開設イメージ①

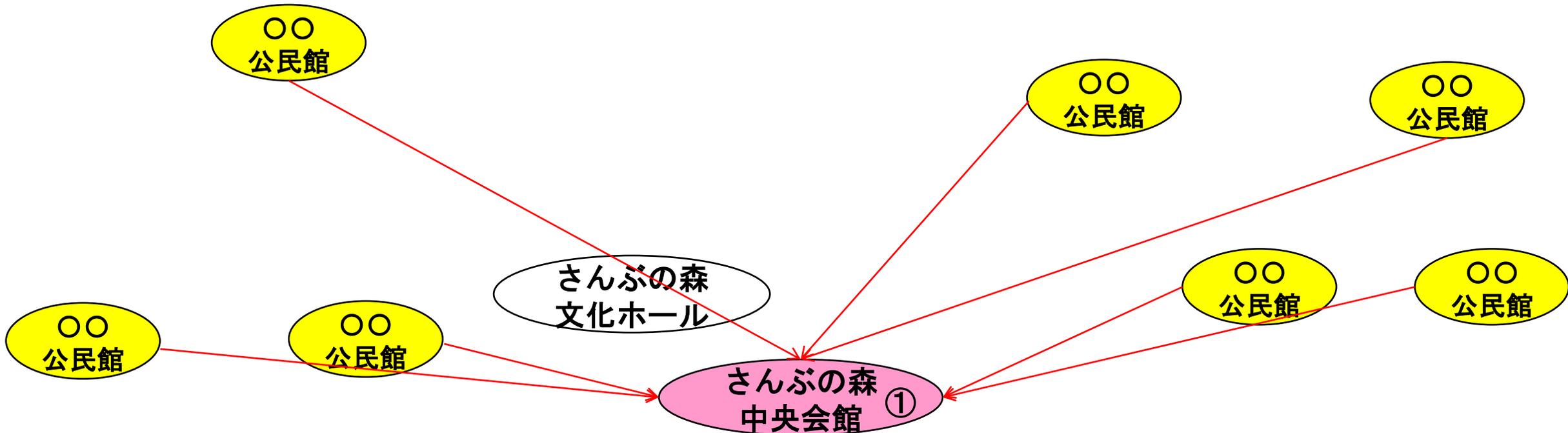


凡 例

- 地区の拠点（ハブ）
- 帰宅困難者一時待機
- 避難所（一次避難所）
- 区公民館（区・自治会避難所）
- 多目的（ペット、ボランティア、帰宅困難者）
- ① 地区の開設順位

①作田川越水による
旧日向小地域の孤立時

山武地区避難所開設イメージ②

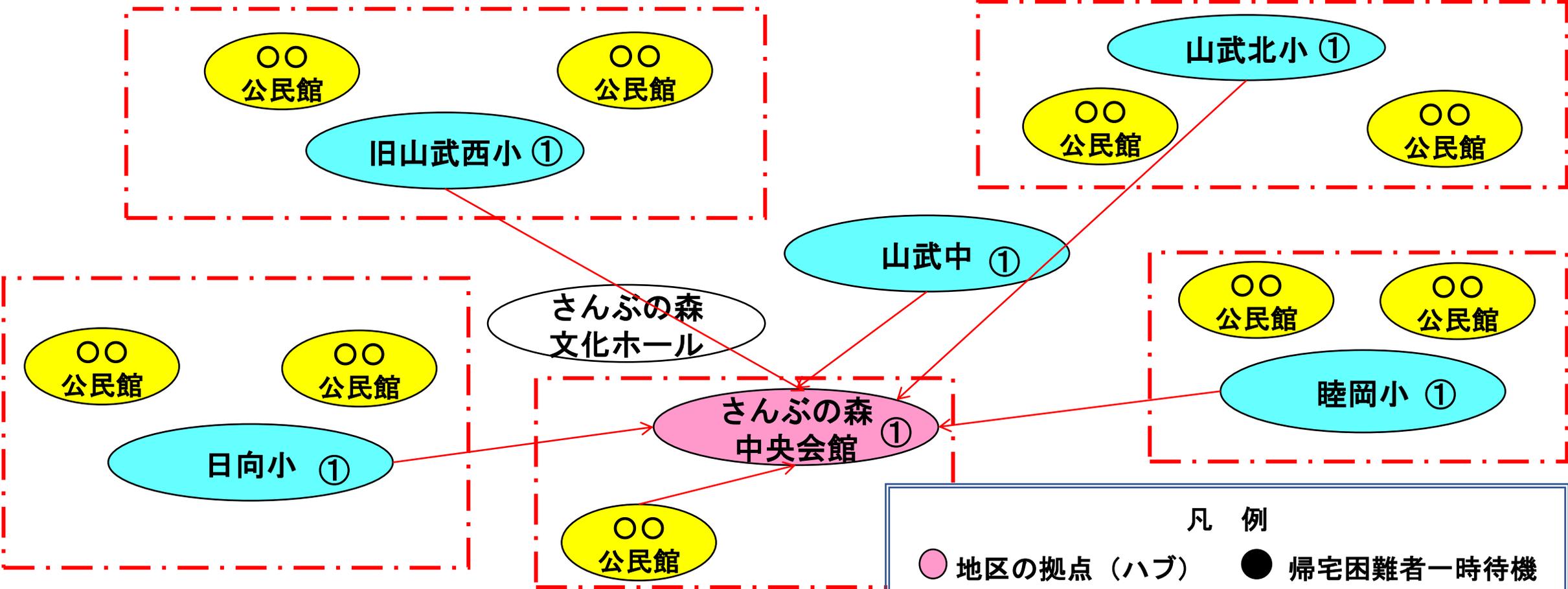


凡 例

- 地区の拠点（ハブ）
- 帰宅困難者一時待機
- 避難所（一次避難所）
- 区公民館（区・自治会避難所）
- 多目的（ペット、ボランティア、帰宅困難者）
- ① 地区の開設順位

①作田川越水による
旧日向小地域の孤立時

山武地区避難所開設イメージ③



- 凡 例
- 地区の拠点 (ハブ) ● 帰宅困難者一時待機
 - 避難所 (一次避難所)
 - 区公民館 (区・自治会避難所)
 - 多目的 (ペット、ボランティア、帰宅困難者)
 - ① 地区の開設順位

避難所運営委員会

避難所運営委員会の構成員として考えられる人員・組織等

学校運営協会

自主防災組織

区・自治会

商工会

観光協会

消防団

NPO

赤十字奉仕団

PTA

学 校

防犯協会

地区社会福祉協議会

ボランティア団体

子ども会

青少年相談員

企 業

防災士

民生児童委員

【前 提】

災害の規模、被災状況、職員の被災等により、避難所に職員を配置できない可能性が高くなります。

能登半島地震では、避難所の職員は他自治体からの派遣職員1名が勤務時間内で勤務する程度でした。

〇〇避難所運営委員会

委員長

全般統制、会議の開催

避難所運営委員会の編成は地域の特性（区・自治会内の住民との関係性、避難者の数、協力者の状況等）に応じて編成します。

副委員長

委員長の補佐

〇〇係

- ・ 避難所開設準備
- ・ 受 付
- ・ 避難者名簿の作成
- ・ 防 犯
- ・ 会議の開催準備

〇〇係

- ・ 各種情報の収集
- ・ 避難者へ情報伝達
- ・ 在宅避難者支援

〇〇係

- ・ 使用施設の調整
- ・ 受付の設置
- ・ 資機材（照明、発電機等）の準備
- ・ 燃料等の確保

〇〇係

- ・ 物資の受領、交付
- ・ 避難所環境の整備（ゴミ、し尿）

〇〇係

- ・ 救 護
- ・ 炊き出し
- ・ 健康、衛生

物資の流れ (ニーズ)

国 県
企業 団体

①区の公民館開設
□□公民館
区設置避難所

班長 ボランティア
自主防 民生委員

- 【区長等】**
- ① 区の公民館開設
 - ② 在宅避難者の確認
 - ③ 聞き取り
 - ④ ニーズの取りまとめ
 - ⑤ 避難所運営委員会へ要望提出
- 【さんぶの森避難所運営委員会】**
- ⑥ さんぶの森避難所運営委員会に要望提出
- 【避難所運営委員会】**
- ⑦ 市役所に要望提出
- 【市災害対策本部】**
- ⑧ 国・県等に要望

区長、役員等

④ニーズの取りまとめ

電話等

⑤避難所運営委員会へ要望提出

〇〇小学校
指定一般避難所

②在宅避難者確認
③聞き取り
在宅避難者
在宅避難者

書類・電話

⑧ 国・県等に要望

災害対策本部
(物資拠点)

⑦ 市役所に要望提出

⑥さんぶの森避難所運営委員会に要望提出

さんぶの森避難所
運営委員会

物資の流れ（配布）

国 県
企業 団体



**災害対策本部
（物資拠点）**

② 協定締結のトラック協会等による物資搬送

協定締結
トラック協会等



**〇〇公民館
区設置避難所**

区長、役員等



⑤ 物資受領
区から車両
を出して受領

**〇〇小学校
指定一般避難所**

③ 物資受領
振り分け
避難所に連絡

市・運営委員会
等の車両

**さんぶの森避難所
運営委員会**

班長 ボランティア
自主防 民生委員

④ 物資受領
振り分け
区長等へ連絡

⑥ 協力者により
物資配布



在宅避難者



在宅避難者

- 【市災害対策本部】
 - ① 物資拠点で物資受領
 - ② 協定締結のトラック協会等による物資搬送
- 【さんぶの森避難所運営委員会】
 - ③ 物資受領、振り分け、避難所に連絡
- 【避難所運営委員会】
 - ④ 物資受領、振り分け、区等に連絡
- 【区長等】
 - ⑤ 物資受領
 - ⑥ 協力者により物資配布

さんぶの森避難所運営委員会会則

(目的)

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、さんぶの森避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役員)

第2条 委員会には、会長1名、副会長2名を置く。

2 会長は、委員会の業務を統括し、副会長は、会長を補佐する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 委員会役員
- (4) 第4条第1項に掲げる班の代表者
- (5) 地域の関係者（民生委員、避難者居住区の区及び自主防災会役員等）
- (6) 市担当者
- (7) 施設管理者

(任務)

第4条 委員会は、避難所の具体的な業務を遂行するため、避難所で構成する第1号から第4号に掲げる運営班を置く。

- (1) 本部班
- (2) 物資班
- (3) 施設班
- (4) その他委員会が必要と認める班（災害時の状況により判断）

(本部班の業務)

第5条 本部班は、主として山武市災害対策本部との連絡調整事項の整理、避難所の管理・運営全般に関する事項、報道機関対応への協力及び避難者の総合的な相談窓口の設置、その他、他の班の業務に属さないことに関することを行う。

- (1) 避難所開設情報の委員への伝達・招集
- (2) 避難所開設の統制
- (3) 受付、避難者名簿の作成、避難スペースへの案内
- (4) 各班の運営に関する統制・調整
- (5) 避難所運営会議の開催
 - ア 問題点の把握
 - イ ニーズの把握
 - ウ 災害対策本部に関する要望の提出
- (6) 復旧・復興関連情報の避難者への周知

- (7) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理
- (8) 食料の配分及び給食炊き出しの実施・要望
- (9) ボランティアの要請・受け入れ・運用
- (10) 防犯対策、避難所の秩序維持
- (11) 要配慮者及びペット対応

2 本部班は、委員会の事務局を務める。

(物資班の業務)

第6条 さんぶの森中央会館の物資の調達、受入れ、管理、配布に関することを行う。

2 他の避難所に物資を配布する。

(施設班の業務)

第7条 避難者の使用する施設（スペース）について施設管理者と調整を行い、避難者の使用統制を行う。

- (1) 避難スペース（個人使用スペース）の区分及び標示
- (2) 施設の使用区分の決定・標示
- (3) 施設の使用環境の維持（修繕の実施・要請）
- (4) し尿処理及びゴミの集積・回収、清掃の統制

(会議の開催)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議するため、毎日、午前9時と午後6時に定例会議を開催する。ただし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

(会議への出席)

第9条 会議は第3条（第5号を除く。）に掲げる者が出席する。ただし、第3条第3号に掲げる者が多い時には、互選により会議への出席者を選ぶことができるものとし、第4条に掲げる班の代表者は、班長または副班長の原則1名が出席するものとする。

2 委員会で承認されたときは、民生委員、区・自主防災会等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるることができる。

(廃止)

第10条 委員会は、避難所閉鎖の日をもって廃止する。

(その他)

第11条 この規約にない事項及び規定された事項に疑義が生じた場合は、その都度、委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

さんぶの森避難所運営マニュアル

**さんぶの森避難所運営委員
募集リーフレット**

今後の予定（中期計画）

月	4	5	6	7
予定 # 1 会議 # 1 訓練	<u>8</u> 防災訓練 <div style="border: 1px solid black; background-color: #add8e6; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">中間目標</div> # 2 会議
実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ◇役員選出 ◇班長選出 ◇発 足 ◇市の防災訓練実施時の訓練項目 	<ul style="list-style-type: none"> ◇机上訓練 ◇防災訓練項目に関するマニュアルの考察 	<ul style="list-style-type: none"> ◇防災訓練（実動） 	<ul style="list-style-type: none"> ◇成果検討・取りまとめ （問題点・対策） ◇マニュアル修正
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ◆年間を通して、さんぶの森避難所運営委員の募集 ◆山武地区内の指定一般避難所の避難所運営委員会設立の追求 ◆防災訓練までに、ベスト等準備 ◆活動補助金（事務費等）の申請 			